

山口県報

令和5年
7月11日
(火曜日)

目 次

○条例	
子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	一
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	二
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	三
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	三

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の要件を定める条例(平成十八年山口県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二十九号中「(平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号)」

を「(平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号)」に改め、同条第三十四号中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三

第一項」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条、第二十四条、第三十八条、第四十三条第一項、第四十九条第一項及び第五十六条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第六十条中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）」に、「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」を「人材育成センター」（以下「人材育成センター」）に改め、同条第三号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣（指定重度訪問介護の事業の提供に当たる者にあつては、厚生労働大臣）」に改める。

第三十五条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県条例第二十五号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
附則第三項（同項の前の見出しを除く。）及び附則第四項を次のように改める。

3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等であつて、当該新型インフルエンザ等に係る同法第二十二条第一項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために実施される措置に係る業務で人事委員会が定めるものに従事したときは、感染症防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第十条の規定は、適用しない。

4 前項の手当の額は、一日につき千五百円（緊急に実施される措置に係る業務であつて、人事委員会が心身に著しい負担を与えると認めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲で人事委員会が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改める。

第八十六条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス

率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第八十六条第二項第二号を次のように改める。

ニ 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第二項第三号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第四項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中

「第一項第一号二(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率)」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値)」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第八十六条第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七

「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百六十」に、「百分の百二十」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二十」を「百分の百十六」に、「百分の百七十五」に、「百分の百九」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百九」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項（第三号トに係る部分に限る。）及び第二項（第三号ホに係る部分に限る。）の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和

七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則第九条の四の十第二項を削る。

附則第九条の五第一項第二号中「軽油自動車」を「第八十六条第一項第三号に規定する軽油自動車（第五項第六号及び第六項第三号において「軽油自動車」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第八十九条の八第四項の改正規定 公布の日

二 第二条及び附則第五項の規定 令和七年四月一日

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）附則第十七条の三の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式会社について適用し、第一条の規定による改正前の山口県税賦課徴収条例附則第十七条の三第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 改正後の条例第八十六条及び附則第九条の四の十一の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第九条の七の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の

施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、二号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域」を「第四条第四項第一号に掲げる区域」に改める。

第三条第二項中「第二条第一項第一号イに規定する特別償却設備」を「第二条第一号イに規定する当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五号第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備」に改め、同条第四項中「薪炭製造業」の下に「（過疎地域内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

第五条第三号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第二項及び第四項の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和五年三月三十一日以前に改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第三号に掲げる離島地域であつて同条第一号に掲げる過疎地域である地域内において改正前の条例第三条第二項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者並びに改正前の条例第五条第二号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 令和五年三月三十一日以前に改正前の条例第二条第二号に掲げる半島地域であつて同条第一号に掲げる過疎地域である地域内において改正前の条例第四条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者並びに改正前の条例第六条第一号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の不均一課税については、なお従前の例による。

4 令和五年四月一日以後に改正後の条例第三条第二項又は第五条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日又は離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画に同条第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日のいずれか遅い日から一月を経過する日以前に当該行為に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和五年山口県条例第二十七号）の施行の日又は離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画に同条第四項第一号及び第二号に掲げる事項が記載された日のいずれか遅い日から一月以内に」とする。

5 令和五年四月一日以後に改正後の条例第五条第三号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該行為に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和五年山口県条例第二十七号）の施行の日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項運転免許等講習手数料に関する部分中「第百八条の二第二項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十九号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第六の四級の項中「萩市立見島小学校」を「萩市立見島小学校」「柳井市立平郡東小学校」に、「萩市立見島中学校」を「下関市立蓋井中学校」「萩市立見島中学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

令和五年七月十一日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁